（準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情）

第九十四条　準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二条に定める額未満となる見込みであることとする。

（削る）

一～四　（略）

（特別徴収義務者が特別徴収対象保険料額の納入の義務を負わなくなる事由等）

第百三条　準用介護保険法第百三十七条第四項（令第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、第九十四条各号に掲げる事由により特別徴収対象年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数割保険料額と介護保険法第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額との合算額未満となった場合とする。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第十四条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）

第九条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の規定による恩給等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則に規定する年金である給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものであって、厚生労働大臣が支給するものに限る。）に限る。第六号において同じ。）を担保とした貸付けに関する事務

二～五　（略）

六　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の規定による恩給等を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務

七～十一　（略）

十二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則の規定による給付に関する事務

十三　（略）

十四　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務

十五～十八　（略）

改正前

（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）

第九条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の規定による恩給等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした貸付けに関する事務

二～五　（略）

六　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の規定による恩給等（平成八年厚生年金等改正法附則又は平成十三年統合法附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務

七～十一　（略）

十二　平成十三年統合法附則の規定による給付に関する事務

十三　（略）

十四　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の規定による厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務及び独立行政法人福祉医療機構法附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務

十五～十八　（略）

（傍線部分は改正部分）